相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘四丁目一番地一三八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　奥村　泰彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

金沢市尾張町一丁目二番一号第一大手町ビル四階　西井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西井　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市高尾町一九三三番地、最後の住所静岡県焼津市大島七八〇番地の一五

被相続人　亡　青木　定明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

静岡県静岡市葵区水落町六番八号

相続財産管理人　弁護士　間　光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字谷根七三二番地、最後の住所愛知県刈谷市大正町一丁目一〇一番地キングスコート刈谷七〇一号

被相続人　亡　小俣　喜廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

愛知県刈谷市一ツ木町八丁目一七番地七

相続財産管理人　弁護士　加藤　大史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡大台町下真手二八一番地一、最後の住所愛知県名古屋市港区東海通三丁目二一番地一アマーレ東海通九〇七号

被相続人　亡　北浦　啓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

愛知県名古屋市緑区乗鞍二丁目六〇一―一

三ヴェルデ徳重一階

相続財産管理人　弁護士　間宮　静香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県高浜市沢渡町五丁目三二番地、最後の住所愛知県西尾市寺津町飛越四六番地六

被相続人　亡　松尾　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

愛知県安城市御幸本町一一番二七号第二大嶽ビル三階

相続財産管理人　弁護士　深津　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区柴又三丁目二九番、最後の住所京都市西京区桂巽町五二番地

被相続人　亡　細野　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

京都市中京区河原町二条西入ル　河二ビル五階　木内総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木内　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区新今里二丁目三五番地、最後の住所大阪府東大阪市大蓮南二丁目七番八号

被相続人　亡　東谷　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル五〇一号

相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角郡小坂町小坂鑛山字苦竹三二番地、最後の住所大阪府豊中市走井二丁目八番五号

被相続人　亡　森　マリ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

大阪府大阪市北区南森町一―三―二七南森町丸井ビル四階

相続財産管理人　弁護士　大山　定伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡平生町大字大野南七九二番地、最後の住所山口県熊毛郡平生町大字大野南七九二番地の一

被相続人　亡　吉原　千雅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

山口県周南市河東町三番二〇―三〇四号

相続財産管理人　山田　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡藍住町奥野字和田二〇番地最後の住所徳島県板野郡藍住町矢上字春日三一番地二八

被相続人　亡　尾形　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

事務所徳島県徳島市中洲町一丁目六四番地の一

相続財産管理人　立川　福夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市御殿町三〇九番地、最後の住所愛媛県宇和島市栄町港一丁目三番九号

被相続人　亡　**萩**森ツヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

愛媛県宇和島市和霊元町一丁目二番一〇号

相続財産管理人　弁護士　中村　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添二四三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　與那嶺佐**藏**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

沖縄県宮古島市平良字久貝六八二番地

相続財産管理人　司法書士　前里　裕輝

第　28　期　決　算　公　告

平成25年5月20日

横浜市戸塚区東俣野町1817番地

株式会社レンタルシステム芙蓉

代表取締役　藤山資一郎

貸借対照表の要旨　（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	405,203	流動負債	300,674
固定資産	250,594	（うち賞与引当金）	(14,000)
有形固定資産	177,140	固定負債	41,096
無形固定資産	1,952	退職給付引当金	4,583
投資その他の資産	71,501	役員退職慰労引当金	36,513
		株主資本	314,027
		資本金	40,000
		資本剰余金	2,859
		資本準備金	2,859
		利益剰余金	271,167
		利益準備金	8,185
		その他利益剰余金	262,982
		（うち当期純利益）	(101,972)
資産合計	655,798	負債・純資産合計	655,798